

医療法人西浦会（財団）

介護老人保健施設

長生苑

重要事項説明書 第1版

(施設サービス) (短期入所療養介護)

(介護予防短期入所療養介護)

あなた（又は、あなたの家族）が利用しようと考えている施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について契約を締結する前に、知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供する事業者について

事業者名	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
代表者氏名	理事長 西浦 啓之
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

2. ご利用者への提供を担当する事業所について

事業所名称	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
介護保険指定事業者番号	2753280029
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

3. 事業の目的

- (1) 利用者に対し、介護保険法に定める介護サービスが必要となった場合は円滑に実施します。
- (2) 社会情勢の変化や福祉・医療の進歩に応じた介護サービスを提供します。
- (3) 利用者1人ひとりの意志及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い介護サービスを提供し、且つ、在宅支援に務めます。

4. 定員について

- ・施設サービス（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護含む） 125名
なお、施設サービス及び短期入所療養介護と一体的に介護予防短期入所療養介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

5. 事業所の職員体制について

- (1) 施設長 ・施設長は業務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 医師 ・診療、健康管理等施設療養全体についての適切な判断、指導を行う。
- (3) 看護職員 ・利用者の特性を理解し、健康管理と医療的ケアを行う。
・介護業務についても介護職員と同様に行う。
- (4) 介護職員 ・利用者の特性を理解し、日常生活全般の介助と自立を目指した介護業務を遂行する。
- (5) 理学療法士 ・医師の指示のもとに看護職員、介護福祉士、介護職員と連携し、利用者の身体機能、生活能力の向上に務める。
作業療法士
- (6) 支援相談員 ・利用者の心身の状況、置かれている環境を把握し、適切な指導を行うと共に、家族及び必要とする社会資源の調整を図る。
・公的機関及び他のサービス提供者との連携を図る。
- (7) 介護支援専門員 ・利用者の意志を尊重し、介護度に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。
- (8) 事務職員 ・老健運営に関する事務業務全般を行う。

- (9) 栄養士 ・利用者等の心身の状況、病状を考慮した食事を提供する。
- (10) 薬剤師 ・医師の指示のもと薬剤の管理、指導を行う。
 その他、必要な時は変更します。

6. サービス内容について

- ・施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護は、二交替勤務により24時間サービスの提供を行う。
- (1) 施設サービス計画及び短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画等の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 退所前後の指導
- (4) 機能訓練
- (5) 入浴
- (6) 食事
- (7) レクリエーション行事

7. 利用料金について

- ・別紙利用者負担説明書参照

8. 面会時間について

- ・10:00～16:00 1階受付に置かれた入館者記入カードに必ずご署名、ご提出下さい。

9. 秘密保持について

- ・職員は在職及び退職後も、業務上知り得た利用者及び関連する全ての情報を外部にもりません。但し、退所時等関連機関に対し必要な情報提供は行います。

10. 個人情報について

- ・別紙個人情報について参照

11. 留意事項について

(1) 利用者からの解除

利用者及びその家族等は、施設に対し退所の意思表示をすることにより、利用を解除終了することができます。

(2) 施設からの解除

施設は、利用者及びその家族等に対し、次に掲げる場合には、利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立又は要支援（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を除く）と認定された場合。
- ② 施設において、定期的に実施される退所判定会議にて、退所し居宅において生活できると判断された場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合。又、入院等をされた場合。
- ④ 利用者及びその家族等が、利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、施設・施設職員又は、他の入所者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、設備の故障その他、やむを得ない理由により施設を利用することができない場合。
- ⑦ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行った場合。

(3) 身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。 但し、自傷・他害のおそれがある等、緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。 この場合には、医師がその様態及び時間その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。理由等も説明致しますので協力体制をお願い致します。

(4) 緊急時の対応について

施設は利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。ご家族の方も協力体制をお願い致します。

(5) 事故発生時について

施設サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに、そのご家族居宅介護支援事業所へ状況説明等を行うと共に、市町村と連携をはかり、必要な措置を講じます。

(6) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための委員会、担当者を設置し、研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(7) 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(8) 賠償責任について

施設サービス及び短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供

に伴って、施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、利用者及びその家族等は連帯して施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(9) 介護保険証の確認

ご利用に当り、介護保険被保険証を確認させていただきます。

(10) その他

下記に該当する者は、退所していただくことがあります。

- ① 無断外出及び外泊する者
- ② 故意に騒音、暴力、高声を発するなど、他の利用者の妨げになる者
- ③ 指定場所以外で火気を使用する者
- ④ 老健内の設備・備品類を粗略に扱い、又は故意に破損し、或いは持ち出そうとした者
- ⑤他人の療養室や職員詰所、及び、事務室や所定の療養区域以外の場所等にみだりに出入りする者
- ⑥ 許された家族等以外の者を療養室に泊める者
- ⑦ 金品を賭けたトランプ、碁、将棋、花札等をする者
- ⑧ 飲食物をみだりに療養室内に持ち込む者
- ⑨ 長生苑が定める必要物品以外を持ち込む者
- ⑩ 門限時間及び面会時間を守らない者
- ⑪ その他老健内の風紀、秩序を乱し他人に迷惑をかけ、又は施設の静謐を乱す行為のある者

12. 苦情処理について

(1) 利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

なお、施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

(電話 06-6908-7770)

そのほか、要望や苦情など1階～4階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用

下さい。

- (2) 関係市町村、保健・医療機関及び、他の介護サービス提供機関等
常に密な情報交換を行い、利用者へより良いケアが提供できるように務めます。
- (3) 市町村及び国保連合より、指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行いません。
- (4) 行政の窓口：守口市役所 健康福祉部 高齢介護課 (電話 06-6992-1610)
大阪府国民健康保険連合会 (電話 06-6949-5418)
大阪府健康福祉部 高齢介護室 施設課 (電話 06-6944-7203)

13. ハラスメント対策について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント相談、報告については別途運営規程に記載の「苦情相談常設窓口担当者」が対応します。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 業務継続に向けた取り組みについて
 - ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 - ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
 - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 従業者の基準人員数及び実配置人員数

当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例118号）

	基準人員数	実配置人員数
(1) 管理者	1 人	1.0 人
(2) 医師	1.25 人	1.3 人
(3) 薬剤師	0.4 人	0.6 人
(4) 看護職員	12 人	14.8 人
(5) 介護職員	30 人	38.4 人
(6) 支援相談員	2 人	2.0 人
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2 人	4.0 人
(8) 栄養士・管理栄養士	1 人	1.0 人
(9) 介護支援専門員	2 人	3.0 人
(10) 事務職員		4.0 人

16. 協力病院・協力歯科は次の通りです

○医療法人弘道会 守口生野記念病院

守口市佐太中町6-17-33 電話(06)6906-1100

診療科目

- 内科 ○循環器科 ○消化器科 ○呼吸器科 ○神経内科 ○小児科
- 外科 ○脳神経外科 ○整形外科 ○消化器外科 ○リハビリテーション科 ○形成外科
- 婦人科 ○泌尿器科 ○皮膚科 ○麻酔科 ○放射線科

○医療法人西浦会(財団) 京阪病院

大阪府守口市八雲中町3-13-17 電話(06)6908-2019

診療科目

- 精神科 ○神経科

○医療法人社団けんこう会 守口つだ矯正歯科・歯科

大阪府守口市桜町6-8-201 電話(06)6998-3344

○医療法人應信会 としもり歯科医院

大阪府旭区千林1-11-3 電話(06)6957-9090

説明年月日 令和 年 月 日

重要事項説明書第1版について、ご利用者に説明を行いました。

事業所名	医療法人西浦会 介護老人保健施設長生苑
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770
説明者氏名	印

重要事項説明書第1版について、事業所より説明を受け同意しました。

ご利用者様	住所 〒 -
	氏名 印 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ご家族様 (代理人)	住所 〒 -
	氏名 印 (続柄:)
	TEL () - 携帯電話 - -
	住所 〒 -
	氏名 (続柄:)
	TEL () - 携帯電話 - -

医療法人西浦会（財団）
介護老人保健施設
長生苑
重要事項説明書 第1版
(通所リハビリテーション)
(介護予防通所リハビリテーション)

あなた（又は、あなたの家族）が利用しようと考えている通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて契約を締結する前に、知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
代表者氏名	理事長 西浦 啓之
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

2. ご利用者への提供を担当する事業所について

事業所名称	医療法人西浦会（財団）介護老人保健施設長生苑
介護保険指定事業者番号	2753280029
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770

3. 事業の目的

- (1) 利用者に対し、介護保険法に定める介護サービスが必要となった場合は円滑に実施します。
- (2) 社会情勢の変化や福祉・医療の進歩に応じた介護サービスを提供します。
- (3) 利用者1人ひとりの意志及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い介護サービスを提供し、且つ、在宅支援に務めます。

4. 定員について

・通所リハビリテーション 25名

なお、通所リハビリテーションと一体的に介護予防通所リハビリテーションの事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

5. 事業所の職員体制について

- (1) 施設長 ・施設長は業務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 医師 ・診療、健康管理等施設療養全体についての適切な判断、指導を行う。
- (3) 看護職員 ・利用者の特性を理解し、健康管理と医療的ケアを行う。
・介護業務についても介護職員と同様に行う。
- (4) 介護職員 ・利用者の特性を理解し、日常生活全般の介助と自立を目指した介護業務を遂行する。
- (5) 理学療法士 ・医師の指示のもとに看護職員、介護福祉士、介護職員と連携し、
作業療法士 利用者の身体機能、生活能力の向上に務める。
- (6) 支援相談員 ・利用者の心身の状況、置かれている環境を把握し、適切な指導を行うと共に、家族及び必要とする社会資源の調整を図る。
・公的機関及び他のサービス提供者との連携を図る。
- (7) 介護支援専門員 ・利用者の意志を尊重し、介護度に応じた介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。
- (8) 事務職員 ・老健運営に関する事務業務全般を行う。
- (9) 栄養士 ・利用者等の心身の状況、病状を考慮した食事を提供する。
- (10) 薬剤師 ・医師の指示のもと薬剤の管理、指導を行う。

その他、必要な時は変更します。

6. 秘密保持について

- ・職員は在職及び退職後も、業務上知り得た利用者及び関連する全ての情報を外部にもりません。但し、関係機関より求められた時は必要な情報提供を行います。

7. 個人情報について

- ・別紙個人情報について参照

8. サービス内容について

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画等の作成
- (2) 機能訓練
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) レクリエーション行事

9. 利用料金について

- ・別紙利用者負担説明書参照

10. 留意事項について

(1) 利用者からの解除

利用者及びその家族等は、施設に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及びその家族等は、速やかに施設及び居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いいただきます。

(2) 施設からの解除

施設は、利用者及びその家族等に対し、次に掲げる場合には、利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で、定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な通所リハビリテーションの提供を超えると判断された場合。又、入院等をされた場合。
- ④ 利用者及びその家族等が、利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。

- ⑤ 利用者が、施設・施設職員又は、他の利用者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は、反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、設備の故障その他、やむを得ない理由により施設を利用することができない場合。
- ⑦ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行った場合。

(3) 身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷・他害のおそれがある等、緊急やむを得ない場合は、医師が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。この場合には、医師がその様態及び時間その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。理由等も説明致しますので協力体制をお願い致します。

(4) 緊急時の対応について

施設は利用者に対し、医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は利用者及びその家族等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

ご家族の方も協力体制をお願い致します。

(5) 事故発生時について

施設サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに、そのご家族・居宅介護支援事業所へ状況説明等を行うと共に、市町村と連携をはかり、必要な措置を講じます。

(6) 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための委員会、担当者を設置し、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(7) 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(8) 賠償責任について

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って、施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって施設が損害を被った場合、利用者及びその家族等は連帯して施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(9) 介護保険証の確認

ご利用に当り、介護保険被保険証を確認させていただきます。

(10) その他

下記に該当する者は、利用を中止させていただくことがあります。

- ① 無断外出する者
- ② 故意に騒音、暴力、高声を発するなど、他の利用者の妨げになる者
- ③ 指定場所以外で火気を使用する者
- ④ 老健内の設備・備品類を粗略に扱い、又は故意に破損し、或いは持ち出そうとした者
- ⑤ 他人の療養室やサービスステーション、及び、事務室や所定の療養区域以外の場所等にみだりに出入りする者
- ⑥ 金品を賭けたトランプ、碁、将棋、花札等をする者
- ⑦ 飲食物をみだりに持ち込む者
- ⑧ 長生苑が定める必要物品以外を持ち込む者
- ⑨ その他老健内の風紀、秩序を乱し他人に迷惑をかけ、又は施設の静謐を乱す行為のある者

1 1. 苦情処理について

- (1) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
なお、施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。
(電話 06-6908-7770)
そのほか、要望や苦情など1階～4階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用下さい。
- (2) 関係市町村、保健・医療機関及び、他の介護サービス提供機関等と常に密な情報交換を行い、利用者へより良いケアが提供できるように務めます。
- (3) 市町村及び国保連合より、指導又は助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行ないます。
- (4) 行政の窓口：守口市役所 健康福祉部 高齢介護課
(電話 06-6992-1610)
大阪府国民健康保険連合会 (電話 06-6949-5418)
大阪府健康福祉部 高齢介護室 施設課 (電話 06-6944-7203)

1 2. 非常災害対策について

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 業務継続に向けた取り組みについて
 - ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. ハラスメント対策について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。ハラスメント相談、報告については別途運営規程に記載の「苦情相談常設窓口担当者」が対応します。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます

1 4. 従業者の基準人員数及び実配置人員数

当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※「大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」
(平成24年大阪府条例118号)

	基準人員数	実配置人員数
(1)管理者	1 人	1.0 人(施設サービスと兼務)
(2)医師	1.25 人	1.3 人(施設サービスと兼務)
(3)看護職員・介護職員	4 人	8.0 人
(4)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.4 人	4.0 人(施設サービスと兼務)
(5)栄養士・管理栄養士	1 人	1.0 人(施設サービスと兼務)
(6)事務職員		4.0 人(施設サービスと兼務)

15. 協力病院・協力歯科は次の通りです

○医療法人弘道会 守口生野記念病院

守口市佐太中町6丁目17番33号 電話(06)6906-1100

診療科目

- 内科 ○循環器科 ○消化器科 ○呼吸器科 ○神経内科 ○小児科
- 外科 ○脳神経外科 ○整形外科 ○消化器外科 ○リハビリテーション科 ○形成外科
- 婦人科 ○泌尿器科 ○皮膚科 ○麻酔科 ○放射線科

○医療法人西浦会(財団) 京阪病院

大阪府守口市八雲中町3-13-17 電話(06)6908-2019

診療科目

- 精神科 ○神経科

○医療法人社団けんこう会 守口つだ矯正歯科・歯科

大阪府守口市桜町6-8-201 電話(06)6998-3344

○医療法人應信会 としもり歯科医院

大阪府旭区千林1-11-3 電話(06)6957-9090

説明年月日 令和 年 月 日

重要事項説明書第1版について、ご利用者に説明を行いました。

事業所名	医療法人西浦会 介護老人保健施設長生苑
所在地	大阪府守口市八雲中町3丁目12番3号 電話 06-6908-7770
説明者氏名	印

重要事項説明書第1版について、事業所より説明を受け同意しました。

ご利用者様	住所 〒 -
	氏名 印 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	TEL () - 携帯電話 - -

ご家族様 (代理人)	住所 〒 -
	氏名 印 (続柄：)
	TEL () - 携帯電話 - -
	住所 〒 -
	氏名 (続柄：)
	TEL () - 携帯電話 - -

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額と、保険給付対象外の費用（居住費、食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション**は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

※以下はすべて介護保険 1 割負担の場合の料金表です。

介護保険負担割合証により、2 割もしくは 3 割負担となる場合もあります。

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

1) 施設サービス費／日（各利用者負担額には地域加算を含みます。）

① 従来型個室

・要介護 1	766 円／日
・要介護 2	815 円
・要介護 3	885 円
・要介護 4	943 円
・要介護 5	996 円

<月額 (30.42 日) 1 割分自己負担額>	
要介護 1	約 23,301 円／月
要介護 2	約 24,792 円
要介護 3	約 26,921 円
要介護 4	約 28,686 円
要介護 5	約 30,298 円

② 多床室 (2 人部屋も含む)

・要介護 1	847 円／日
・要介護 2	901 円
・要介護 3	970 円
・要介護 4	1,027 円
・要介護 5	1,081 円

<月額 (30.42 日) 1 割分自己負担額>	
要介護 1	約 25,765 円／月
要介護 2	約 27,408 円
要介護 3	約 29,507 円
要介護 4	約 31,241 円
要介護 5	約 32,884 円

別途加算分は以下の通りとなります。

全て地域加算（所定単位数に 10.68 を乗じた単位数）を含みます。

- * 夜勤職員配置加算：所定単位数に 24 単位（約 26 円）／日の単位数が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算 I：所定単位数に 22 単位（約 24 円）／日の単位数が加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算 I：所定単位数に 75/1000 を乗じた単位数が加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算：I 40 単位（約 43 円）／月
II 60 単位（約 64 円）／月
- * 入所後 30 日間に限って、上記施設サービス費に 1 日につき初期加算 I 60 単位（約 64 円）、もしくは初期加算 II 30 単位（約 32 円）が加算されます。
- * 外泊された場合には、1 日につき上記施設サービス費に代えて 362 単位（約 387 円）、在宅サービス利用時には 800 単位（約 855 円）加算となります（月 6 日まで）。

ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

- * ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は月に3日まで緊急時施設療養費として518単位（約554円）／日が別途加算されます。
- * 場合により、連続7日間まで所定疾患施設療養費Ⅰ 239単位（約256円）、連続10日間までⅡ 480単位（約513円）／日が加算されます。
- * 対象の方には7日まで、1日につき認知症行動・心理症状緊急対応加算200単位（約214円）が加算される場合があります。
また認知症行動・心理状況の発言を未然に防ぐ、あるいは早期に対応する取り組みを推進、対応した場合に、以下が加算される場合があります。
 - ・認知症チームケア推進加算Ⅱ 120単位（約129円）
- * 若年性認知症の方には1日につき若年性認知症入所者受入加算120単位（約129円）が加算される場合があります。
- * 必要と認められた方には3月以内に限り、短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ258単位（約276円）／日、もしくはⅡ200単位（約214円）／日が加算される場合があります。
また3月以内週3日までに限り、認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ240単位（約257円）／日、もしくはⅡ120単位（約129円）／日が加算される場合があります。
- * 体制によりリハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ 33単位（約36円）／月が加算されます。
- * 対象の方には口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位（約97円）／月、もしくはⅡ 110単位（約118円）／月が加算される場合があります。
- * 医師の指示に基づき、以下の加算がされる場合もあります。
 - ・経口移行加算 経管栄養の方を対象 28単位（約30円）／日
（算定は原則180日まで）
 - ・経口維持加算 Ⅰ 摂食機能障害や誤嚥を有する方 400単位（約428円）／月
Ⅱ Ⅰの加算と合わせて対象となる方 100単位（約107円）／月
 - ・療養食加算 6単位（約7円・1日に3回を限度）
 - ・かかりつけ医連携調整加算ⅠⅠイ 140単位（約150円／1回限り）
ⅠⅠロ 70単位（約75円／1回限り）
Ⅱ 240単位（約257円／1回限り）
Ⅲ 100単位（約107円／1回限り）
 - ・訪問看護指示加算 300単位（約321円・退所時1回限り）

- ・協力医療機関連携加算 1 100 単位 (約 107 円/1 月につき・令和 7 年 3 月まで)
50 単位 (約 54 円/1 月につき・令和 7 年 4 月以降)
 - 2 5 単位 (約 6 円) /1 月につき)

が加算される場合があります。
- * 対象の方には 1 回限り、試行的退所時指導加算 400 単位 (約 428 円)、退所時情報提供加算 I 500 単位 (約 534 円)、もしくは II 250 単位 (約 267 円)、入退所前連携加算 I 600 単位 (約 641 円)、または II 400 単位 (約 428 円) が加算される場合があります。
- * 対象の方には入所前後訪問指導加算 I 450 単位 (約 481 円)、または II 480 単位 (約 513 円) が加算される場合があります。
- * 対象の方には安全対策体制加算 20 単位 (約 22 円/1 回限り) が加算される場合があります。
- * 体制が整った場合、生産性向上推進体制加算 II 10 単位 (約 11 円/1 月につき) が加算される場合があります。
- * ターミナルケア加算 (施設で看取り対応を行なった場合。別途、同意書が必要です。)
 - ・(死亡日以前 31 日以上 45 日以下) 72 単位 (約 77 円) /日
 - ・(死亡日以前 4 日又は 30 日以下) 160 単位 (約 171 円) /日
 - ・(死亡日以前 2 日又は 3 日) 910 単位 (約 972 円) /日
 - ・(死亡日) 1,900 単位 (約 2,030 円) /日
(別途、エンゼルケアセット 5,500 円・死亡診断書 3,300 円お支払いいただきます。)
- * 施設内で感染症が発生した場合、感染者の対応を行う医療機関と連携の上で施設内で感染者の療養、もしくは適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合などに、以下が加算される場合があります。
 - ・高齢者施設等感染対策向上加算 II 5 単位 (約 6 円) /月
 - ・新興感染症等施設療養費 240 単位 (約 257 円) /月 5 日程度
- * その他場合により対象の方に、以下が加算される場合があります。
 - ・栄養マネジメント強化加算 11 単位 (約 12 円) /日
 - ・退所時栄養情報連携加算 70 単位 (約 75 円) /月 1 回程度
 - ・再入所時栄養連携加算 200 単位 (約 214 円) /回
 - ・褥瘡マネジメント加算 I 3 単位 (約 4 円) /月
II 13 単位 (約 14 円) /月

- ・排せつ支援加算 I 10 単位 (約 11 円) / 月
- II 15 単位 (約 16 円) / 月
- III 20 単位 (約 22 円) / 月

- ・自立支援推進加算 300 単位 (約 321 円) / 月

2 利用料

① 食費 (1 日当たり) 1,595 円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費 (療養室の利用費) (1 日当たり)

- ・従来型個室 1,750 円
- ・多床室 437 円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第 1 段階から 3 段階まで) の利用者の自己負担額については、《別添資料 1》をご覧ください。

③ 教養娯楽費 / 日 215 円 (消費税込み)

レクリエーション等を使用する、生花代、抹茶代、毛糸、のり、色画用紙等の費用です。

④ 理美容代

理美容をご利用の場合は、別途、実費にてお支払いいただきます。

⑤ 健康管理費 その都度実費をいただきます。

インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

B 短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

1) 施設サービス費／日（各利用者負担額には地域加算を含みます。）

① 従来型個室

・要介護1	805 円／日
・要介護2	856 円
・要介護3	923 円
・要介護4	981 円
・要介護5	1,037 円

② 多床室（2人部屋も含む）

・要介護1	887 円／日
・要介護2	940 円
・要介護3	1,009 円
・要介護4	1,065 円
・要介護5	1,124 円

③ 日帰り利用

・3時間以上4時間未満	695 円
・4時間以上6時間未満	970 円
・6時間以上8時間未満	1,356 円

別途加算分は以下の通りとなります。

全て地域加算（所定単位数に10.68を乗じた単位数）を含みます。

- * 夜勤職員配置加算：所定単位数に24単位（約26円）／日の単位数が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算Ⅰ：所定単位数に22単位（約24円）／日の単位数が加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に75/1000を乗じた単位数が加算されます。
- * 対象の方には1日につき個別リハビリテーション実施加算240単位（約257円）が加算される場合があります。
- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎は、片道につき184単位（約197円）が加算されます。
- * ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合には3日まで、1日につき緊急時施設療養費518単位（約554円）、もしくは厚生労働大臣が定める基準に基づき治療管理を目的として利用する場合、10日を限度として総合医学管理加算275単位（約294円）／日が別途加算される場合があります。

- * 対象の方には7日まで、1日につき認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位（約 214 円）、または緊急短期入所受入加算 90 単位（約 97 円）が加算される場合があります。
- * 対象の方には1日につき、以下の通り加算される場合があります。
 - ・若年性認知症利用者受入加算 1 120 単位（約 129 円）
 - または
 - ・若年性認知症利用者受入加算 2 60 単位（約 64 円）
- * 医師の指示に基づき、以下の加算がされる場合があります。
 - ・療養食加算 8 単位（約 9 円）／1 食につき
- * 場合により、以下の通り1日につき要介護4または5の方を対象として加算されます。
 - ・重度療養管理加算 1 120 単位（約 129 円）
 - または
 - ・重度療養管理加算 2 60 単位（約 64 円）
- * 体制が整った場合、生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位（約 11 円/1 月につき）が加算されます。

2 利用料

- ① 食費／日
 - ・朝食 330 円 ・昼食 675 円 ・夕食 590 円
 （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 滞在費（療養室の利用費）／日
 - ・従来型個室 1,750 円
 - ・多床室 437 円
 （ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）
- * 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 教養娯楽費／日 215 円（消費税込み）

レクリエーション等を使用する、生花代、抹茶代、毛糸、のり、色画用紙等の費用です。
- ④ 日用消耗品費／日 108 円（消費税込み）

石鹸、シャンプー、リンス、ウエットティッシュ等の費用です。
- ⑤ 理美容代

理美容をご利用の場合は、別途、実費にてお支払いいただきます。

C 介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

1) 施設サービス費／日（各利用者負担額には地域加算を含みます。）

① 従来型個室

- ・要支援1 619円／日
- ・要支援2 776円

② 多床室（2人部屋も含む）

- ・要支援1 655円／日
- ・要支援2 827円

別途加算分は以下の通りとなります。

全て地域加算（所定単位数に10.68を乗じた単位数）を含みます。

- * 夜勤職員配置加算：所定単位数に24単位（約26円）／日の単位数が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算Ⅰ：所定単位数に22単位（約24円）／日の単位数が加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に75/1000を乗じた単位数が加算されます。
- * 対象の方には1日につき個別リハビリテーション実施加算240単位（約257円）が加算される場合があります。
- * 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎は、片道につき184単位（約197円）が加算されます。
- * ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合には3日まで、1日につき緊急時施設療養費518単位（約554円）、もしくは厚生労働大臣が定める基準に基づき治療管理を目的として利用する場合、10日を限度として総合医学管理加算275単位（約294円）／日が別途加算される場合があります。
- * 対象の方には7日まで、1日につき認知症行動・心理症状緊急対応加算200単位（約214円）が加算される場合があります。
- * 対象の方には1日につき、若年性認知症入所者受入加算120単位（約129円）が加算される場合があります。
- * 体制が整った場合、生産性向上推進体制加算Ⅱ10単位（約11円/月につき）が加算される場合があります。
- * 医師の指示に基づき、以下の加算がされる場合もあります。
 - ・療養食加算 8単位（約9円）／1日に3回を限度

D 通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額（各利用者負担額には地域加算を含みます。）

[4時間以上5時間未満]		[5時間以上6時間未満]	
・要介護1	599円	・要介護1	674円
・要介護2	696円	・要介護2	800円
・要介護3	791円	・要介護3	923円
・要介護4	914円	・要介護4	1,069円
・要介護5	1,037円	・要介護5	1,213円
[6時間以上7時間未満]			
・要介護1	775円		
・要介護2	921円		
・要介護3	1,063円		
・要介護4	1,232円		
・要介護5	1,397円		

別途加算分は以下の通りとなります。

全て地域加算（所定単位数に10.83を乗じた単位数）を含みます。

- * リハビリテーション提供体制加算
（4時間以上5時間未満の場合）
：所定単位数に16単位（約18円）／日が加算されます。
- （5時間以上6時間未満の場合）
：所定単位数に20単位（約22円）／日が加算されます。
- （6時間以上7時間未満の場合）
：所定単位数に24単位（約26円）／日が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算Ⅰ：所定単位数に22単位（約24円）／日が加算されま
す。
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に86/1000を乗じた単位数が加算されます。
- * 科学的介護推進体制加算：40単位（約44円）／月
- * 感染症または災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、
所定単位数の3%が加算されます。
- * 中重度者ケア体制加算：所定単位数に20単位（約22円）／日の単位数が加算されます。
- * 通所リハビリテーション計画上入浴介助を行うこととなっている場合は、入浴介助加算
Ⅰ 40単位（約44円）もしくはⅡ 60単位（約65円）が加算されます。

- * 対象の方には1日につき若年性認知症利用者受入加算 60 単位（約 65 円）が加算される場合があります。
- * 体制によって以下の通り、理学療法士等強化体制加算、リハビリテーションマネジメント加算イ、リハビリテーションマネジメント加算ロ、もしくはハが加算される場合があります。
 - ・理学療法士等強化体制加算 30 単位（約 33 円）／日
 - ・リハビリテーションマネジメント加算イ
 - 1 同意日の属する月から6月以内 560 単位（約 607 円）／月
 - 2 同意日の属する月から6月超 240 単位（約 260 円）／月
 - ・リハビリテーションマネジメント加算ロ
 - 1 同意日の属する月から6月以内 593 単位（約 643 円）／月
 - 2 同意日の属する月から6月超 273 単位（約 296 円）／月
 - ・リハビリテーションマネジメント加算ハ
 - 1 同意日の属する月から6月以内 793 単位（約 859 円）／月
 - 2 同意日の属する月から6月超 473 単位（約 513 円）／月
- * 上記リハビリテーションマネジメント加算対象の方からあわせて以下のとおり、短期集中個別リハビリテーション実施加算または認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算、生活行為向上リハビリテーション実施加算が加算される場合があります。
 - ・短期集中個別リハビリテーション実施加算
退所日又は認定日から3月以内 110 単位（約 120 円）／日
 - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算
 - I 1 週最大2回まで3月以内 240 単位（約 260 円）／日
 - II 1 週最大2回まで3月以内 1,920 単位（約 2,080 円）／月
 - ・生活行為向上リハビリテーション実施加算
利用開始日の属する月から6月以内 1,250 単位（約 1,354 円）／月
- * 医師の指示に基づき、以下の加算がされる場合もあります。
 - ・栄養改善加算 200 単位（約 217 円）／回（月2回まで。原則3ヶ月）
 - ・口腔機能向上加算 I 150 単位（約 163 円）／回 もしくは II 160 単位（約 174 円）／回（月2回まで。原則3ヶ月）
 - ・口腔・栄養スクリーニング加算 I 20 単位（約 22 円）／回・II 5 単位（約 6 円）／回（6月に1回限度）
 - ・栄養アセスメント加算 50 単位（約 55 円）／月

* 場合により 1 日につき重度療養管理加算 100 単位（約 109 円）が加算されます。

* 事業所が送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（約 51 円）が減算されます。

2 利用料

① 食費 500 円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 教養娯楽費／日 108 円（消費税込み）

レクリエーション等を使用する、生花代、抹茶代、毛糸、のり、色画用紙等の費用です。

③ 日用消耗品費／日 108 円（消費税込み）

石鹸、シャンプー、リンス、ウエットティッシュ等の費用です。

④ おむつ代（消費税込み）

・布おむつ 46 円 ・紙おむつ 215 円

利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ おむつ代（消費税込み）

- ・布おむつ 46円
- ・紙おむつ 215円

利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階①・②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
第3段階①（課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の方）
第3段階②（課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の方）
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食 費		利用する療養室のタイプ	
	施設サービス	ショートステイ	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	300	550	0
利用者負担第2段階	390	600		1,370
利用者負担第3段階①	650	1,000		
利用者負担第3段階②	1,360	1,300		